

白川町商工会だより

12月号(第333号)

令和5年12月1日発行

白川町商工会

TEL: 0574-72-1205

FAX: 0574-72-2405

商工会女性部が寄付活動を行いました!

令和5年10月29日(日)に開催されたふるさと祭りでは女性部が出店したフリーマーケットの売上の一部を白川町社会福祉協議会に寄付しました。

また、提供されたバザー品の中からタオル類を社会福祉法人清流会白竹の里に寄付しました。バザー品のご提供、バザー品をお買い上げくださった多くの皆様に心より御礼申し上げます。



清流会白竹の里に
紙袋2袋分のタオルを
寄付しました

右:安江事務長

左:藤井女性部長



白川町社会福祉協議会に
売上金の一部を
寄付しました

左:福田事務局長

右:藤井女性部長

初めての消費税・インボイス経理実務セミナーを開催しました!



令和5年11月14日(火) 白川町商工会館にて、奥田税理士事務所奥田朋子先生を講師にお招きし、「初めての消費税・インボイス・経理実務対応セミナー」と題して開催しました。

本セミナーでは、10月に始まったインボイス制度によって、請求書・領収書の作成等の実務がどのように変わったのかを学んでいただきました。多くの方にご参加頂きありがとうございました。

移動商工会（12月）・創業・継業出張個別相談会のお知らせ！

移動商工会では、経営相談の他、新たに起業や独立開業を考えている方、事業を引き継ぎ経営したい方、誰かに経営を譲りたいとお思いの方を対象に、創業・継業（事業承継）の個別相談会（事前予約制：商工会 TEL72-1205）を開催します。ぜひご相談ください。

相談実施日	時間	開催場所
12月19日（火）	午後1時～午後4時	佐見 ふれあいセンター
12月21日（木）	午後1時～午後4時	黒川 ふれあいセンター

講習会開催のお知らせ！

参加費用無料です。是非ご参加ください。

◎デザイン経営セミナー ビジネスミニセミナー&個別相談会

【白川町・岐阜県よろず支援拠点・岐阜県知財総合支援窓口共催】

【中小企業・小規模事業者・起業を考えている方、デザイン経営に興味のある方、デザインの良し悪しの基準を知りたい方、新商品や新サービスの新たな販路に挑戦したい方、ふるさと納税などでネット販売をしてみたい方を対象に、デザインを活かしたものづくり経営について解説します。】

◆開催日時：令和5年12月20日（水）13:30～16:30

◆会場：白川町町民会館1階大研修室 ◆講師：渡邊義之 ◆定員：先着30名 ◆受講料無料

◆申込締切日：12月14日（木） ※お申し込みは、同封チラシ申込書に記入の上、白川町役場企画課商工観光係（FAX:0574-72-1317）まで送付ください。

年末調整事務のお知らせ！ 今からご準備ください！！

令和5年分の年末調整における所得税納付期限は、令和6年1月22日（月）です。
源泉徴収票に受給者及び控除対象扶養者のマイナンバーの記入が必要です。

◆ご持参頂く書類◆

- ① 給与支払者、給与を受け取る本人、及びその控除対象扶養者のマイナンバーのわかるもの
- ② 11月頃に税務署より郵送された、関係書類一式
- ③ 前期分（1月から6月）の源泉税納付書の領収書
- ④ 専従者・従業員が支払った生命保険、個人年金、地震保険、健康保険、国民年金及び基金の支払額がわかる証明書類
- ⑤ 昨年度の源泉徴収簿等

※源泉徴収簿には事前に7月～12月までの給与等支払額をご記入ください。

国税庁のホームページ「年末調整がよくわかるページ」では、年末調整事務に関する大変便利な情報や申請書類・年末調整計算シートなどが掲載されています。年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書類の入手、年末調整の計算が簡単に出来る「年末調整計算シート」(Excel)をダウンロードしてご利用いただくと、税額計算を効率的に行うことができます。是非ご活用ください。

【リンク先アドレス】 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

記帳継続支援のお知らせ！

個人事業所の方を対象に、継続的な記帳支援を行っています。

複式簿記による現金出納帳、総勘定元帳、残高試算表等の作成指導を行い、所得税や消費税の確定申告書の作成、電子申告まで支援しています。

現在は、手書きで記帳される方の他に、パソコンソフトにて記帳される方や商工会へ記帳を委託される方など、多くの方が記帳支援をご利用されています。

●記帳支援の対象となる方は、以下の方々です。

- ・ 白色申告から青色申告に変更された方
- ・ パソコンの会計ソフトを利用して、記帳の簡便化を図りたい方

※ 支援内容により手数料が発生します。詳細は商工会(電話 72-1205)へお問い合わせください。

しっかり記帳を行い、経営内容を把握して、節税対策や経営改善を図りましょう！

白川町商工会きずな商品券換金について！

6月に販売しました「白川町商工会きずな商品券」の使用期限が迫ってまいりました。

換金方法等については次のとおりですのでお早めをお願いします。

【ご使用に関するお願い】

- ◎ **使用期限は、令和5年12月31日(日)**(使用店舗の休日にご注意ください)です。
未使用の商品券が有ればお早めにご使用ください。
- ◎ 購入した「白川町商工会きずな商品券」を未使用のまま換金することは出来ません。
必ずご利用ください。

【換金に関するお願い】

- ◎ **換金期限は、令和6年1月31日(水)**です。
- ◎ 換金は随時受付しています。
使用済み商品券をご持参のうえ、商工会へご提出ください。

消防団協力事業所の支援のための減税制度について

消防団協力事業所の認定を受けた事業所には、白川町から「消防団協力事業所表示証」が交付されます。(認定の有効期間は2年間)

さらに、岐阜県から事業税の減税など優遇措置を受けることが出来ます。

詳しくは、別紙をご参照ください。

消防団協力事業所の認定「消防団協力事業所表示証」を受けるためには

次のいずれかにあてはまる事業所は、消防団協力事業所の認定を受けることができます。

- ① 白川町消防団員が1名以上在籍している事業所
 - ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
 - ③ 災害時、訓練時等に事業所の資機材などを白川町消防団に提供するなど、地域における消防防災力の充実強化に特に寄与していると認められる事業所
- 認定を受けようとする事業所は、申請書に次の書類を添えて、白川町役場総務課行政係
電話番号:0574-72-1311 内線:214 に申請してください。
- ・ 会社案内その他事業所等の業務内容が分かる書類
 - ・ 前記項目の協力内容が具体的に分かる書類
 - ・ その他審査に必要な資料

事業税の減税など優遇措置とは

対象となる税目	法人事業税・個人事業税		
対象	基準日において、次の要件を全て満たす法人(※)又は個人。 ※ 法人の場合、事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第 105 号)に規定する相互会社を除く。)に限る。		
要件	1. 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」による消防団協力事業所として町長から表示証の交付を受けていること。 2. 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。 3. 消防団活動について配慮した規定(就業規則等)を整備していること。		
基準日・申請期間	法人	各事業年度の終了日	基準日以降、終了日から1か月以内に申請
	個人	12月31日	基準日以降、所得税申告期限3月15日までに申請
控除内容	事業税額の2分の1に相当する額を控除(100万円を限度) 〔消防団員数が使用人等の1割以上である場合は200万円を限度〕		
適用期間	法人	平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了する各事業年度 ※ 対象事業年度のうち、認定要件の基準日(事業年度終了日)に認定要件を満たした事業年度の事業税が対象	
	個人	平成29～令和7年度(平成28年～令和6年の所得に対して課税) ※ 対象事業年のうち、認定要件の基準日(12月31日)に認定要件を満たした事業年の事業税が対象	
知事の認定取得	不均一課税(優遇措置)の適用を受けるには、法人の場合は事業年度ごとに、個人の場合は年ごとに、知事の要件認定を受ける必要があります。		
申請・お問合せ先	可茂県事務所 TEL:0574-25-3111		